

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県飯能市大字永田字平山三三七番四四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため